

令和元年度 研究報告書の概要

令和2年3月

全国都道府県教育長協議会
全国都道府県教育委員協議会

目 次

第 1 部会

プログラミング教育推進とその他の I C T 環境整備について	1
---------------------------------	---

第 2 部会

青少年の体験活動の推進について	
～都道府県立青少年教育施設における体験活動の充実に向けて～	2

第 3 部会

新規採用教員への支援について	3
----------------	---

第 4 部会

教職員の長時間労働を解消するための働き方改革について	4
----------------------------	---

総合部会：第 I 期海外調査事業

諸外国における外国語教育 ―アジア諸国の事例から学ぶ―	5
-----------------------------	---

第 1 ～ 4 部会：全国都道府県教育長協議会の教育研究部会

海外調査事業：全国都道府県教育長協議会と全国都道府県教育委員協議会による
調査研究。教育長協議会の総合部会が所管している。

研究課題 プログラミング教育推進とそのためのICT環境整備について

令和元年度 全国都道府県教育長協議会第1部会

【現状と課題】

○プログラミング教育の必修化

→令和2年度以降に実施される新学習指導要領では、小学校におけるプログラミング教育が必修化されるとともに、「情報活用能力」が「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられている。これに的確に対応するためには、小学校での学びに続く、中学校・高等学校での学びを見据え、校種間のつながりを意識した取組を行うことが重要になってくる。

○ICT環境の整備状況

→文部科学省の定めた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」では「教育推進のためのICT環境の整備」を目標に掲げているが、文部科学省の調査結果によれば、地域によって、その整備状況に差が生じていることがわかる。

研究課題を「プログラミング教育推進とそのためのICT環境整備について」に設定

調査方法

- 全都道府県教育委員会へアンケート調査を実施し、回答を回収(回収率100%)
- 調査期間 令和元年8月19日～9月13日
- 調査基準日 令和元年8月1日
- 研究担当県 秋田県・香川県

調査内容

- (Ⅰ) 小学校等におけるプログラミング教育の取組状況
- (Ⅱ) 校種間のつながりを意識したプログラミング教育の取組状況
- (Ⅲ) ICT環境の整備に向けた取組状況

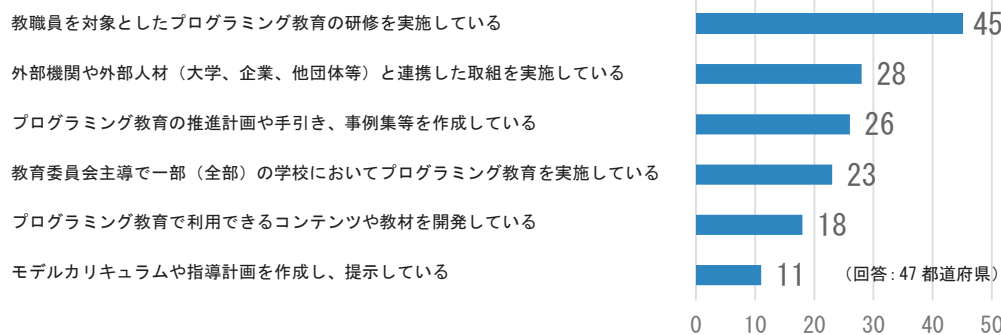
1 調査結果概要

※都道府県を数える単位は「県」で統一している。

Ⅰ 小学校等におけるプログラミング教育の取組状況

- ・プログラミング教育の必修化に向けた取組状況について、「取組は十分」「取組はどちらか」というと十分」と捉えている県は36県である(問1)。
- ・現在の取組として、「教職員を対象としたプログラミング教育の研修を実施している」という県が45県と多く、教職員のスキルアップには概ね取り組んでいるようである。一方で、「モデルカリキュラムや指導計画を作成し、提示している」県は11県と少なく、提示のない県では、市町村によって取組に差が生まれることが懸念される(問3)。

(問3) 小学校を対象としたプログラミング教育について、貴都道府県教育委員会で実施している取組をお答えください。(複数回答可)(回答を一部抜粋)

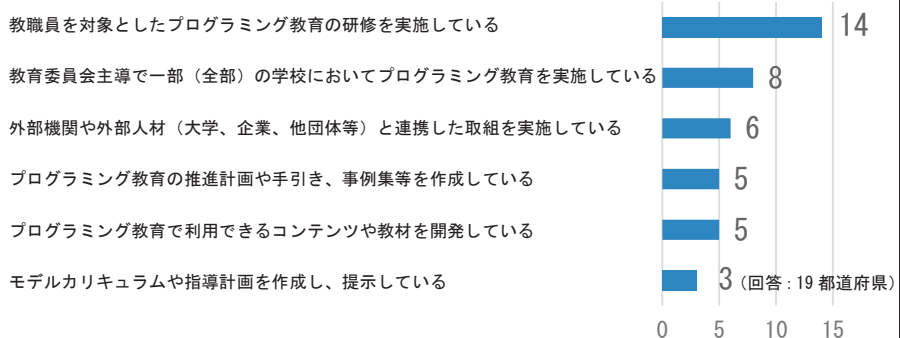


- ・外部機関や外部人材(大学、企業、他団体等)と連携した取組は、既に28県が実施している上に、今後の課題として挙げている都道府県も25県と多いことから、外部機関等と連携した取組の必要性を認識している県が多いことがうかがえる(問3、4)。
- ・「校種間のつながりを意識した取組」を課題として回答したのは29県であり、最も多い。新学習指導要領の実施を見据え、各校種で様々な取組が行われているものの、相互のつながりを意識した取組に不安を抱えていることがうかがえる(問4)。

Ⅱ 校種間のつながりを意識したプログラミング教育の取組状況

- ・校種間のつながりを意識した取組について、「取組を実施している」県は19県である。また、「取組は実施していないが、検討している」県は27県であり、最も多い(問6)。
- ・小・中・高等学校を通じた、系統的なプログラミング教育に関する具体的な指導方法や学習内容等について、校種間での連携や共通理解をどのように図るかということが課題として挙げられる(問7)。
- ・校種間のつながりを図るための取組として「教職員を対象としたプログラミング教育の研修を実施している」県が多く、研修において、小・中・高等学校の教員同士で情報共有している事例が多い(問7)。

「校種間のつながりを意識した取組」を実施している都道府県の取組内容(問6、7の回答から作成)



- ・校種間のつながりを意識した取組事例は、小・中学校に係るものが多く、高等学校に係るものが少ない。校種間のつながりを意識してはいるものの、対象は小・中学校間のつながりにとどまっている(問7)。

2 都道府県で取り組むべき施策・国への要望事項

Ⅰ 小学校等におけるプログラミング教育の取組について

- ◆各都道府県では、プログラミング教育の推進計画を策定し、引き続き、計画的に教育の充実を図ることが必要である。校種間のつながりを意識した取組については、小学校での学びに続く、中学校・高等学校での学びを見据え、校種間で情報共有しながら取組を進める必要がある。加えて、外部機関等を有効活用するための方策の研究が必要である。
- ◆各都道府県において、取組の充実が図られてきてはいるものの、プログラミング教育を児童生徒により深く学ばせるため、国には、教員の更なるスキルアップを目指す研修等の実施や、ICT支援員等の人的措置に対する一層の支援をお願いしたい。

Ⅱ 校種間のつながりを意識したプログラミング教育の取組について

- ◆校種間のつながりが小・中学校間にとどまっていることから、他県の取組事例を参考にしながら、各都道府県が実情に合わせて取組を推進することが重要である。また、優れた取組事例を全国で情報共有することができれば、プログラミング教育の更なる充実につながると考えられる。
- ◆多くの県がつながりを意識した取組の必要性を認識している状況に加え、指導方法や学習内容等についての校種間での連携や共通理解を課題として挙げていることから、国には、学習内容を体系的に示して取り組んでいる事例や、校種間のつながりを意識した取組事例の収集及び情報発信の継続をお願いしたい。

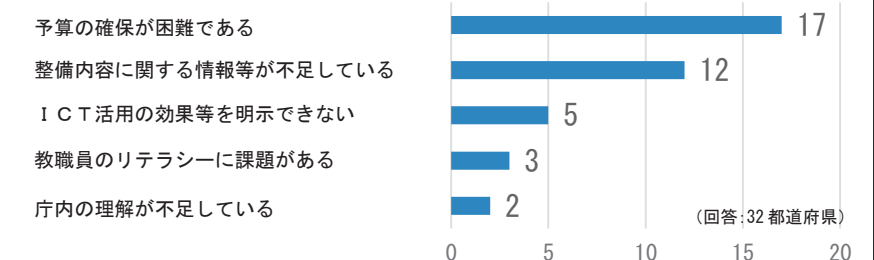
Ⅲ ICT環境の整備に向けた取組について

- ◆整備を着実に推進するため、各都道府県では、計画や手引き等の策定を検討することが必要である。
- ◆各都道府県において、BYODの取組を実施する際は、Webフィルタの導入や情報モラル・セキュリティの観点からの指導を検討する必要がある。取組の拡大に当たっては、異なるOSによる動作の確保などに配慮する必要がある。
- ◆GIGAスクール構想を進めるに当たり、国には、詳細かつ具体的な説明をお願いしたい。また、構想後の支援は未定であるため、環境整備後の継続的な支援の検討や、高等学校における環境整備の充実に向け、更なる支援をお願いしたい。

Ⅲ ICT環境の整備に向けた取組状況

- ・学校のICT環境整備に関する計画や手引き等を策定している県は15県。策定していない県は32県である(問8)。
- ・計画や手引き等を策定していない県は、その理由として、予算の確保が困難であることや、情報が不足していることを挙げている(問9)。

(問9) 計画や手引等を策定していない(検討中を含む)場合、その理由として考えられるものをお答えください。(複数回答可)(回答を一部抜粋)



- ・整備で工夫している点として、「BYOD(Bring Your Own Device: 個人所有のICT機器等の持ち込み)を検討している県がある。既に取組を実施している県では、Webフィルタの導入や情報モラル・セキュリティに関する指導を行っている。取組の拡大に当たっての課題としては、児童生徒が所有する異なるOSによる学習用ソフトウェアの動作の確保が挙げられる(問14)。
- ・学校の情報化の推進に関する施策についての計画を作成するに当たり、課題として挙げているものは、予算や人材の確保、各市町村の整備状況を踏まえた計画の作成、ICT機器等の技術発展のスピードへの対応等である(問16)。

令和元年度全国都道府県教育長協議会第2部会 調査研究 概要版

研究課題「青少年の体験活動の推進について～都道府県立青少年教育施設における体験活動の充実に向けて～」

研究担当県：青森県、千葉県、大阪府、徳島県、鹿児島県、神奈川県(主査県)、愛知県(副主査県)

趣旨 都道府県立青少年教育施設で行われる自然体験活動や創作体験活動などの体験活動に係る特色ある好事例を収集し、青少年教育施設の役割、青少年教育施設と学校との連携の在り方及び体験活動の効果について考察するとともに、体験活動の拠点となる青少年教育施設のハード及びソフト両面の現状を把握し、各都道府県へのフィードバック、また国への要望に役立てていく。	「青少年の体験活動」をめぐる国の動向 ○中央教育審議会答申（H25） ○次期学習指導要領（H29～30告示 R2年度から順次実施） ○第3期教育振興基本計画（H30） 体験活動を重視し、その機会を確保していく必要性などが求められている。 一方、各都道府県においては… ○施設の老朽化、少子化等による利用者数減など様々な課題等を抱えている。	○調査対象 ・47都道府県教育委員会社会教育担当部署 ・研究担当7府県の279市町村教育委員会
---	--	---

I 調査結果【抜粋】 1 特色ある体験活動事例から （1）文化や気候等立地環境の特性や施設の設置経緯等を生かした効果的なプログラムを「実施している」と回答したのは95.1%。 （2）冬期間などの利用者数が落ち込む時期に、利用を促進しているプログラムを「実施している」と回答したのは85.4%。 （3）大人や幼児、親子を対象としたプログラムの実施については、「実施している」と回答したのは100%。 ◆（1）～（3）のプログラムは… ・各都道府県での実施率が高い。 ・プログラムの継続と内容の深化を図っていく必要がある。	（4）教科等と関連付けた効果的なプログラムを「実施している」と回答したのは68.3%。 （5）課題を抱える青少年を対象とした効果的なプログラムを「実施している」と回答したのは65.9%。 （6）防災をテーマとしたプログラムを「実施している」と回答したのは65.9%。	◆（4）～（6）のプログラムは… ・（1）～（3）に比べ、やや実施率が低い。 ・好事例を参考としつつ、各都道府県の実態に応じたプログラムの開発と実施が求められる。 ※本調査研究には、361の好事例が寄せられており、これを各都道府県教育委員会に提供し、活用を図る。 ◆（1）～（6）の調査結果から… ・防災への意識を啓発し、災害発生時の避難所運営のノウハウ等の向上を目指すプログラム ・課題を抱える青少年を対象としたプログラム このような現代的な課題に対応するプログラムの実施には、次のようなことが必要である。 ↓ ○専門的な知識・技能を持つ指導者の育成・配置 ○外部人材の活用	2 体験活動の充実に向けた体制整備及び推進施策の在り方から （1）都道府県立青少年教育施設を維持していく上での、施設・設備の老朽化については、「課題となっている」が97.6%。 （2）老朽化が課題となっている場合の方向性 ・「施設を改築する」→ 7.3% ・「施設を新築する」→ 1.8% ・「大規模改造により、現在の施設をリニューアルする」→ 16.4% ・「小破修繕により、現在の施設を維持する（1件当たりの予定価格が400万円未満の工事）」→ 45.5%。 ・現状を維持しながらの施設運営 ・多くの都道府県においては、財政的な問題から新築・改築、大規模改修等に踏み切ることができない。	【提言に向けた方向性】 ○青少年教育施設には、自然体験をはじめとする体験活動を積極的に提供するほか、コミュニケーション能力低下や異年齢集団での交流不足等の青少年の現代的な課題を克服していく重要な役割がある。 ○今後の青少年教育施設には、授業時数の増加や働き方改革の観点から、教育課程に位置付けられる、学校がより利用しやすいプログラムの開発や施設設備の充実が必要不可欠である。 ○市町村調査の結果からは、公共機関としてのサービスの維持や施設設備の充実を図りながら、より充実した内容のプログラムを実施していくことが都道府県立青少年教育施設の管理・運営の方向性の一つであり、体験活動を推進する場所として重要な役割を期待されているものと考えられる。
--	--	---	--	--

II－1 今後に向けて【提言】		
①令和2年度から順次実施される新学習指導要領や第3期教育振興基本計画において、体験活動の充実、多様な体験活動の機会の確保等が明記される中、都道府県教育委員会所管の青少年教育施設においては、その目的の達成のために、これまで実施してきたプログラムの充実・改善のほか、好事例を参考としながら、教育課程への位置付けを意識して、各教科、特別活動、総合的な学習の時間との関連を持たせたプログラム等の開発が求められる。	②利用者数の減少という切実な課題に直面していることから、好事例を参考として、学校が利用しやすい、また、教員が取り入れやすいという面からのプログラム開発も必要である。さらに、それらのプログラムを実施することができる指導者の育成及びプログラム実施をサポートする外部指導者の確保に係る財政支援も必要である。	③多くの都道府県立青少年教育施設は、老朽化や人材不足等の課題を抱えており、新築・改築、長寿命化等の検討を行いながら、自然体験活動や社会体験活動を含め様々な体験活動を行う拠点である施設の持続的な運営方策について、予算的な面や人的な面から多角的に検討する必要がある。
II－2 今後に向けて【国に対する施策の充実に向けた補助制度の創設など財政措置を含めた支援策】		
①プログラムの開発・改善を行うことができる専門的知識と技能を有する社会教育主事等の配置 ○専門職員である社会教育主事の配置に係る財政支援 ○指導者の養成や社会教育士の資格取得に係る補助制度	②専門的知識と技能を有する外部指導者の活用 ○体験活動を効果的に行うための外部指導者活用に係る補助事業	③都道府県立青少年教育施設の持続的運営に資する施設設備 ○老朽化への対応として、施設の新築・改築・大規模改造に係る補助制度 ○長寿命化改修及び耐震改修に係る補助制度

令和元年度 全国都道府県教育長協議会第3部会 研究課題 新規採用教員への支援について

研究の趣旨

教員の大量退職により、新規採用教員の大量採用が続いているが、特に小学校教員については教員採用試験における倍率の低下や、採用者に占める大学等の新規卒業者の割合の増加等、年齢や経験年数の不均衡による弊害が表出しやすい状況であると考えられる。

一方で、学校教育の課題は多様化・複雑化しており、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上のための方策が今まで以上に必要となっている。

教育公務員特例法の改正に伴い、各都道府県教育委員会では協議会を設置し、大学等と連携して、教員の養成・採用・研修の一体的な取組を進めているところである。

そこで、新規採用教員を含む若手教員の育成のための取組状況等を共有し、考察する。

調査方法

- 47都道府県教育委員会へのアンケート調査
- 調査基準日：令和元年8月1日
- 調査期間：令和元年8月5日～8月30日
- 調査対象：小学校教諭 初任～3年目
- 研究担当県：奈良県・広島県・静岡県（主査）

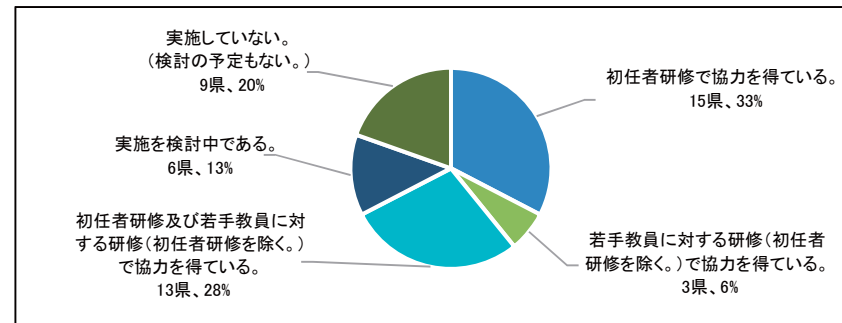
調査内容

- A 大学等関係者が初任者研修等を支援する仕組みについて
- B 初任者が横のつながりをもてる初任者研修の在り方について
- C 全般

まとめ1 初任者研修等における大学等の協力について

- 31県では、初任者研修等で大学等関係者の協力を得ており、その多くは研修の講師としての協力である。そのうち6県はプログラム開発を大学等と共同で行っている。（質問A1、2）

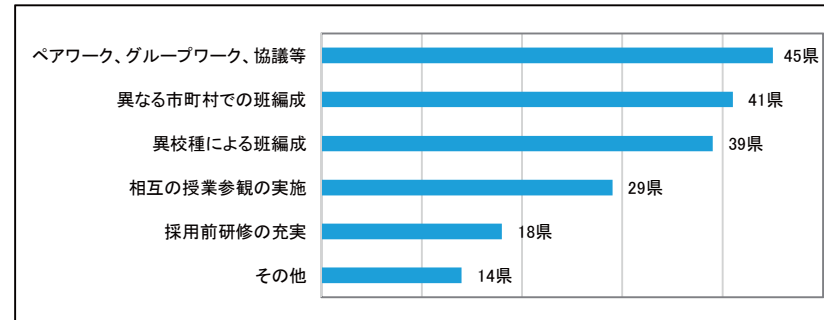
図1 初任者研修等において大学等の協力を得ている状況（回答県数：46県）



まとめ2 横のつながりの構築に向けた研修の工夫等について

- ほとんどの県では、初任者研修等で参加者が横のつながりを構築できるようペアワーク、グループワークや異なる市町村での班編成などを取り入れている。（質問B1）

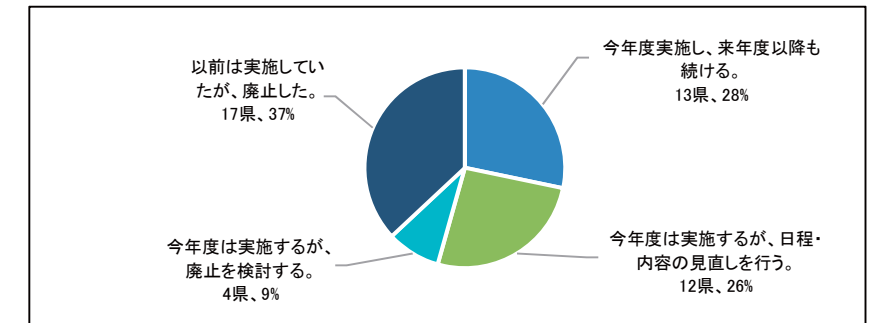
図3 参加者が横のつながりをもてるよう研修の工夫等を行っている事例（複数回答可）



まとめ3 初任者研修における宿泊研修の実施について

- 29県が実施しているが、うち16県は来年度以降の見直し又は廃止を検討している。（質問B2）

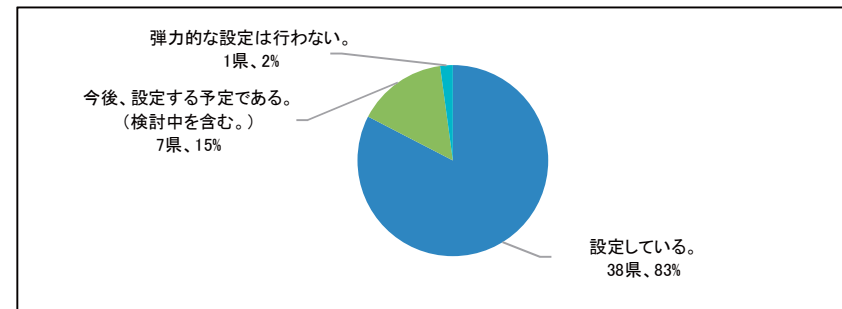
図4 初任者研修としての宿泊研修の実施（回答県数：46県）



まとめ4 初任者研修の弾力的実施について

- ほとんどの県において、初任者研修を弾力的に実施又は実施予定としている。（質問C1）
- 研修体系を見直し、採用2年目以降に研修を分散させている県がある。

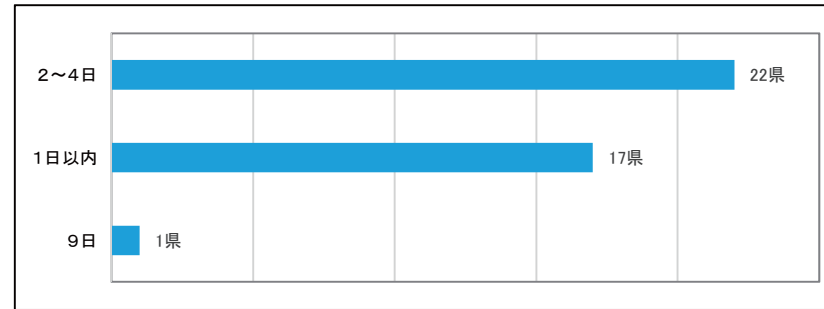
図7 校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的な設定（回答県数：46県）



まとめ5 臨時的に任用された新規採用の講師等に対する研修

- 40県で実施しており、実施日数は2～4日が22県と最も多い。
- 臨時的任用者には研修の補充措置がないため、研修への参加が難しいといった意見もあった。（質問C3）

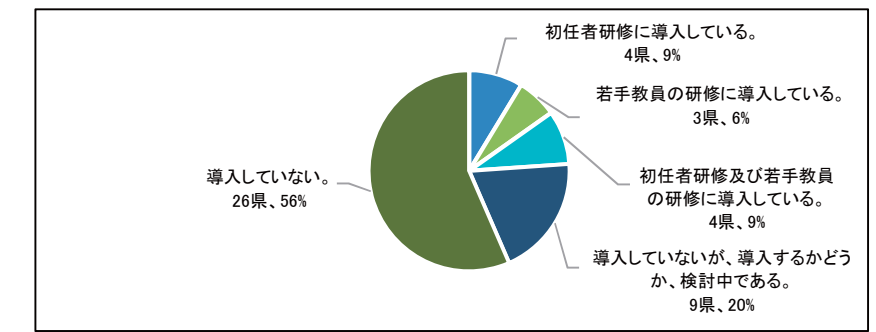
図12 臨時的に任用された新規採用の講師等に対する研修日数（回答県数：40県）



まとめ6 eラーニングの導入について

- 初任者研修等にeラーニングを導入している県は11県と少ないものの、ここ2年で7県増えている。導入を検討している県が9県ある。（質問C4）

図15 eラーニングの導入（回答県数：46県）



都道府県に求められること

- ◆ 初任者研修における協議や班編成等の更なる工夫と、内容面や事後のつながりを充実させること。
- ◆ 臨時的に任用された新規採用の講師等が研修に参加しやすい職場環境づくりを行うこと。

国に求めること

- ◆ 臨時的に任用された新規採用の講師等に対する研修を充実させるための補充講師の措置を行うこと。
- ◆ ICTの普及により、今後、eラーニングを導入する県は増えることが予想されるため、教員用端末等の整備と、全都道府県が共通で使える研修コンテンツの開発を行うこと。

《国の動向》

- **中教審答申・文科省上限ガイドライン（H31.1.25）**
 - ・教員の勤務時間は、自己申告方式ではなくICTやタイムカード等により客観的に把握
 - ・校外勤務の時間でもできる限り客観的な方法により計測
 - ・在校等時間の超過勤務：月当たり4.5時間以内、年当たり36.0時間以内
 - ・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定
- **給特法改正（R1.12.11）**
 - ・「上限ガイドライン」を「指針」に格上げすることによる、実効性の強化
 - ・一年単位の変形労働時間制の導入が可能

《調査目的》

各都道府県における教員の勤務時間の把握状況や、教員の働き方改革につながる各都道府県の業務改善の現状や取組を把握、考察
→今後の各都道府県における、施策、事業の検討、また、国への要望に役立てる。

《調査方法》

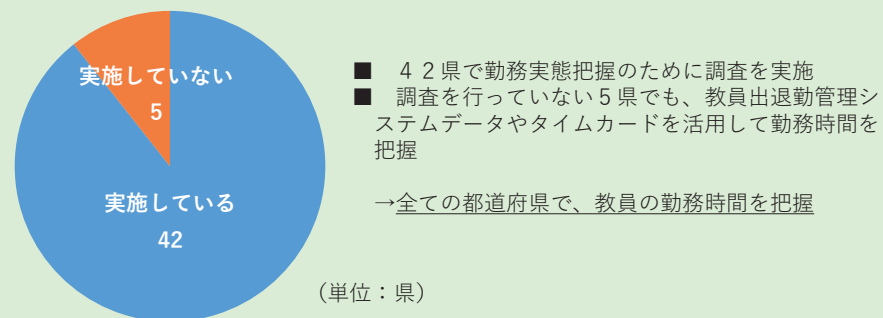
- 都道府県教育委員会にアンケートを実施（回収率100%）
- 調査対象となる学校：都道府県立学校
- 調査期間：令和元年9月12日～令和元年9月30日
- 調査基準日：令和元年8月1日
- 研究担当：宮城県、岡山県

《調査内容》

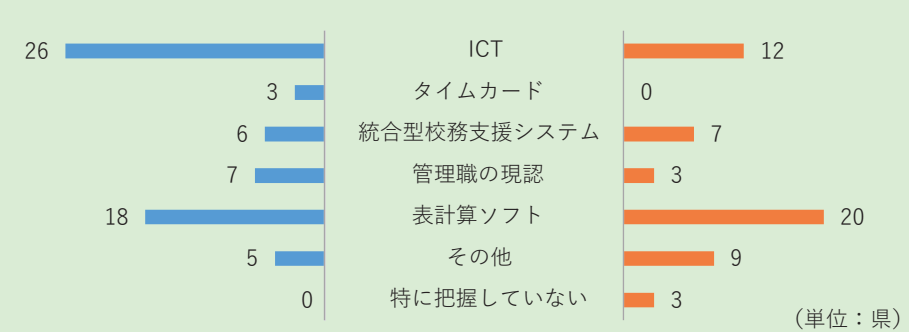
- 働き方改革の取組について
- 勤務時間の把握・管理等について
- 都道府県教育委員会における勤務時間の上限に関する方針等について
- 今後検討予定の事項について

《勤務時間の把握について》

■ 教員の勤務時間を把握するための調査の実施状況



■ 学校に導入している管理方法



- ICTやタイムカード等で、教員の勤務時間を客観的に把握している都道府県もある一方、表計算ソフトへの手入力等で把握している都道府県も存在
- 校外での勤務時間は、表計算ソフトへの本人入力で把握している県が20県で最多であり、校外における勤務時間を客観的に把握することが課題
- 財政的な理由から、ICTやタイムカードを導入できていない都道府県も存在

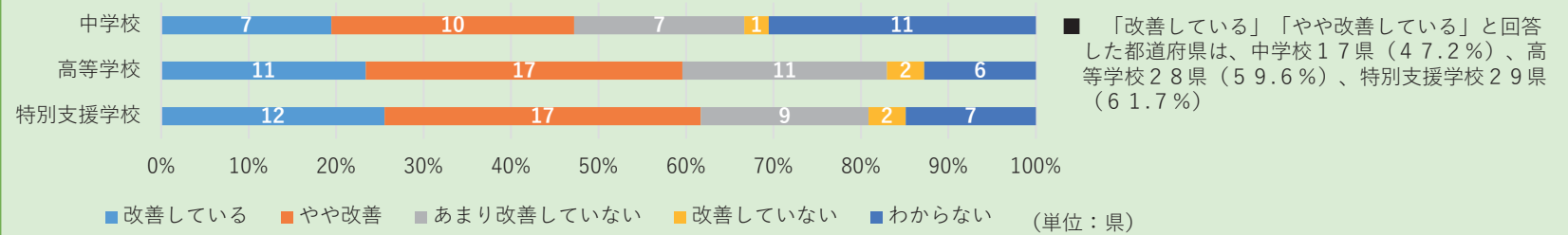
→国が求める「客観的な把握」が全ての都道府県でできているわけではない。

《まとめ》

- 全ての都道府県において、教員の勤務時間は把握しているが、その全てが、国が求める「客観的な把握」となっているわけではない。表計算ソフトへの本人入力等によって把握している都道府県も一定数存在する。特に、校外における勤務時間の把握は、各教員の自己申告によらなければ把握が困難
- 校内・校外ともに客観的な把握ができていない都道府県の中には、今後ICT等を導入しようとしている都道府県もあるが、予算の確保等、財政的な理由から現時点で導入に至っていない都道府県も多いため、財政支援が必要
- 部活動指導員等の専門スタッフの充実や校務支援システムの導入等、長時間労働の解消に効果がある取組の充実のためにも、一層の財政支援が必要

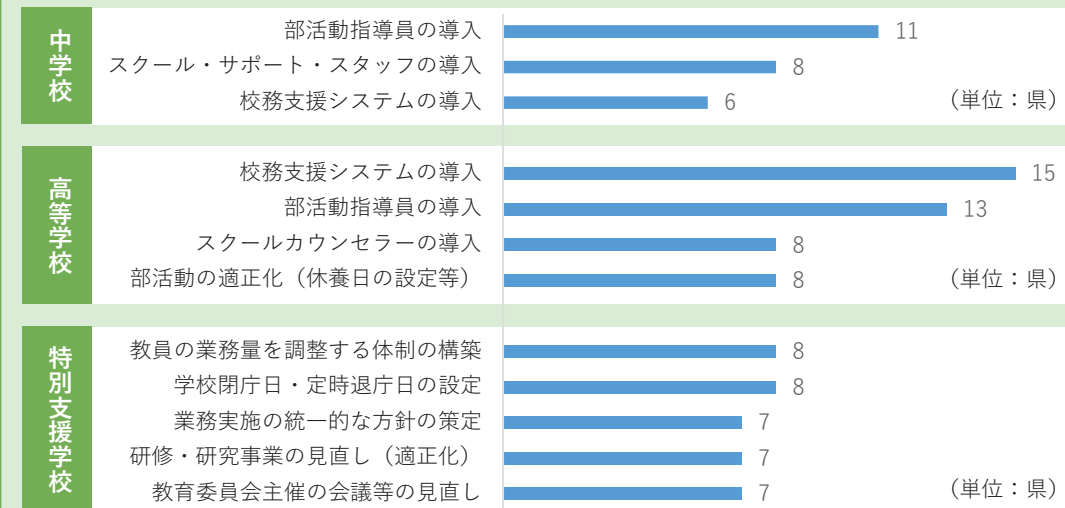
《長時間勤務の解消について》

■ 長時間勤務の改善状況



- 「改善している」「やや改善している」と回答した都道府県は、中学校17県（47.2%）、高等学校28県（59.6%）、特別支援学校29県（61.7%）

■ 長時間勤務の改善に特に効果があった取組（校種別、抜粋）



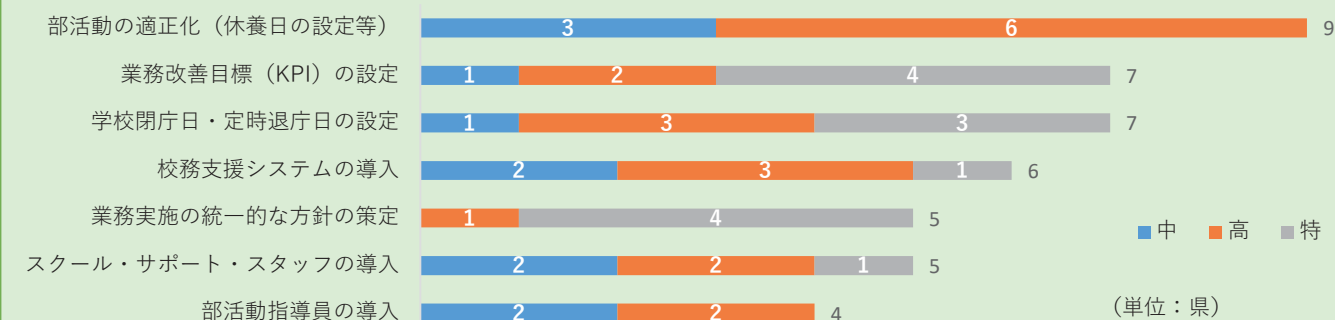
中学校・高等学校

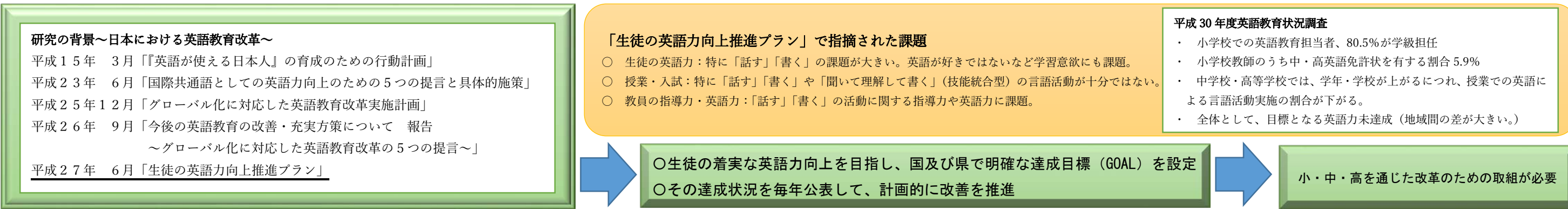
- 「部活動指導員の導入」「部活動の適正化（休養日の設定等）」といった、部活動に関する取組が有効
- 「スクール・サポート・スタッフの導入」「スクールカウンセラーの導入」といった、専門スタッフの導入も有効
- 高等学校における「校務支援システムの導入」の回答数が中学校よりも多いのは、高等学校における1校当たりの生徒数が中学校よりも多く、生徒の情報を一元的に管理する上で校務支援システムを利用することによる負担の軽減の度合いが中学校よりも大きいため。

特別支援学校

- 具体的な数値目標や業務の統一方針を定め、業務改善への意識を高めることが有効
- 「学校閉庁日・定時退庁日の設定」については、中学校・高等学校で多く回答された「部活動指導員の導入」「部活動の適正化（休養日等の設定）」が、学校の特性上、回答が少なかったことから、相対的に回答数が多くなったものと考えられる。

■ 長時間勤務が改善傾向にある都道府県で効果があった取組





研究の目的
新学習指導要領の完全実施や、大学入試センター試験に代わる大学入学共通テストの導入も迫り、我が国の教育は大きな転換期を迎え、特に外国語教育（英語教育）の更なる改善が求められている。このような状況において、我が国の英語教育の状況とアジアを中心とする各国の状況を比較研究し、外国語教育を俯瞰的に捉えることは意義が大きい。小学校新学習指導要領が完全実施される年である2020年の到来を目前に控え、全国都道府県教育長協議会並びに全国都道府県教育委員協議会としても、諸外国の外国語教育の状況を研究し、アジア諸国の中でも英語力が高く、英語教育や教員研修の質が高いマレーシアを訪問し、調査することを通して成果の共有化を図ることが、各都道府県における英語教育改善に資するところが大いと考え、本研究を行った。

研究対象国の外国語教育	
	マレーシア ・小学校第 1 学年から英語必修、専科教員が担当 ・初等教育段階で、ほぼ日本の中学 3 年間の内容を学習 ・教員養成カレッジでの短期研修やセミナー、通信教育での研修実施 ・英語教員のための職能開発コースとして、英語の補習サポート研修の実施
	中華人民共和国 ・小学校第 3 学年から英語必修、専科教員が担当 ・小学校から高級中学までの英語力の到達目標を、9 級（レベル）で設定 ・現職英語教員研修を 5 年ごとに計画され、240 時間以上の研修を実施 ・2017 年から、教員資格の 5 年ごと更新のため、5 年間で 360 時間以上の研修
	台湾 ・小学校第 3 学年から英語必修、学級担任又は専科教員が担当 ・CEFR による各学校段階の 4 技能の能力指標を導入（例：中学 A 1 ～A 2） ・多様な研修機会の提供（大学の Web 研修プログラム等） ・地区で推薦された教員グループ「補導団」が研修を企画・運営
	タイ王国 ・英語は初等教育第 1 学年から中等教育第 12 学年まで必修科目 ・初等教育終了時までに CEFR A 1 を達成することが目標 ・全英語教員が英語の能力を測るために CEFR に基づく試験を受験 ・レベルに応じた教員研修を実施
	ベトナム社会主義共和国 ・初等教育第 3 学年から選択科目として開始 ・小学校卒業時に CEFR A 1 レベル達成が目標 ・正規教育のための外国語訓練プログラムを刷新・適用（2016 年） ・教員志望者の大学卒業時の必須レベルを CEFR C 1 と設定
	大韓民国 ・小学校第 3 学年から英語必修 ・小学校第 4、5 学年で CEFR A 1 が目標 ・全ての初等学校教員が「基礎（一般）研修」（120 時間）受講 ・専科教員の要件 深化課程 20 単位

現地調査（マレーシア）令和元年 8 月 2 8 日（水）～9 月 1 日（日）		
マレーシア教育省 ・マレーシアの教育システム ・マレーシアの外国語教育 ・教員養成／資質向上 等の説明及び質疑応答 教育改革の中で、英語に特化した改革計画の策定や、「英語教育センター」の設置からも、国家として英語教育を重視する姿勢が伺える。また C E F R の活用方法なども興味深い。英語が使える人材を育成するという方針は、マレーシアも日本も同じであり、その点で、マレーシアの方法論は非常に参考になる。	ブリット・ジャリル国民学校 ・マレー系小学校（児童数 1000 人以上、教員数約 85 人） ・教育省が推奨する「モジュール・アプローチ」を採用 2 つの授業を参観。ともに児童が楽しく英語を使って活動している姿が印象的な授業であった。教師はすべて英語で授業を進めているが、教具から指導手順に至るまで綿密な準備がなされており、児童が内容を理解して活動に参加できるよう工夫されている。このような授業を行うには高い英語指導力が必要であり、教員養成の仕組みや教員研修の充実ぶりは、大いに参考になる点であろう。	スリ・セントーサ国民学校 ・マレー系中学校（生徒数 1770 人、教員数 156 人、サポート・スタッフ 12 人） ・マレー系、中華系、インド系の生徒が混在 ・外国語教育と連携し、教科横断的学習を実施 授業においては、教員は脇から生徒の活動を支援するファシリテーターであり、生徒はグループで課題に取り組み、意見を簡単な英語で説明し合いながら進める。授業が単なる「英会話」に止まらず、マレーシアが直面する諸課題に結び付け、議論のテーマとしている。英語教育を市民性教育に繋げている点が非常に参考となる。
マレーシア国際言語教員研修施設 マレーシア国際言語教員研修施設（I P G K B A : Institute Pendidikan Guru Kampus Bahasa Antarabangsa ）は、マレーシア教育省のマレーシア教員研修研究所（I P G M : Institute Pendidikan Guru Malaysia）にある 2 7 の教員研修施設の 1 つ。I P G K B A は、英語研修、受講修了証明書発行、卒業証書授与、資格取得という流れで、赴任前教員と現職教員の両者に対する研修の実施と修了認定を行っている。この施設は小学校の英語教員を養成。教授法の修得に加え、多民族国家を意識した社会性・倫理性の育成が重視されている。	ジャラン・デイヴィッドソン国民型学校 ・中華系小学校（児童数 1258 人、教員数 75 人、サポート・スタッフ 6 人） ・授業は午前と午後の 2 部 教員の英語によるコミュニケーション能力が非常に高く、30 分の間に 3 ～4 つの活動が展開され、児童は集中して授業に臨んでいた。担当者は英語のみを教える専科の教員である。日本における専科教員の在り方や、15 分等の短時間学習の在り方など、非常に参考となる。	コンフュージョン国民型学校 ・中華系中学校（児童数 1000 人、教員数 76 人、サポート・スタッフ 5 人） ・授業は午前と午後の 2 部 学校全体の英語教育への意識が高く、生徒が自信を持って活動をしていた。国が示すシラバスが明確であること、その目標の達成のために、各教員が工夫して授業を行っていること、評価について具体的で明確な方法を持っていることなどが影響しているようであり、大変参考となる。また、I C T 機器の活用法も参考となる。

〈参考〉CEFR（セファール）:「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠」
Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment
欧州評議会によって開発された外国語運用能力を同一の基準で測る国際標準。A 1（実用英検 3 級程度）、A 2、B 1（実用英語検定 2 級程度）、B 2、C 1、C 2 の 6 段階。

総括 文献を中心とした調査研究を行ったうえで現地に赴き、教育機関の関係者と直接意見交換をしたり、学校を訪問して実際に授業を参観したりすることで、マレーシアの教育環境や言語環境についての理解をさらに深めることができた。今回の現地訪問により示唆を得られた点は、主に以下の 3 つである。 1 世界基準を意識した英語教育カリキュラムと英語教育改革のスピード感 2 児童生徒主体の授業展開と I C T 機器の活用 3 英語教員養成と研修施設の充実
--

令和元年度研究報告書の概要

全国都道府県教育長協議会
全国都道府県教育委員協議会

令和2年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
